

富士河口湖町 介護保険負担限度額制度について

介護保険施設に入所している方や、ショートステイを利用した方の食費・居住費は自己負担となりますが、要件に該当する方の自己負担額が軽減される制度です。

○対象施設・サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)
- ・介護療養型医療施設 ・介護医療院
- ・(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ) ・(介護予防)短期入所療養介護

○対象者

次のすべてに該当する方

- ①被保険者が属する世帯全員が町民税(住民税)非課税
- ②世帯が異なる配偶者がいる場合は、配偶者が住民税非課税
- ③預貯金等の額が単身で1,000万円以下、夫婦の場合は合計2,000万円以下

※預貯金等とは、株式や国債・地方債等の有価証券、投資信託、タンス預金等を含みます。
また、借入金・住宅ローン等の負債については、差し引いて計算します。

○負担段階と負担限度額

収入等に応じて被保険者毎に負担段階・負担限度額が決定します。

利用者 負担段階	対象者	負担限度額(日額)		
		部屋代	食費	
第1段階	・世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方	多床室	0円	300円
		従来型個室 (特養等)	320円	
		従来型個室 (老健・療養等)	490円	
		ユニット型個室の多床室	490円	
第2段階	・世帯全員住民税非課税 ・公的年金等収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円	390円
		従来型個室 (特養等)	420円	
		従来型個室 (老健・療養等)	490円	
		ユニット型個室の多床室	490円	
第3段階	・世帯全員住民税非課税 ・公的年金等収入額(※1)と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	多床室	370円	650円
		従来型個室 (特養等)	820円	
		従来型個室 (老健・療養等)	1,310円	
		ユニット型個室の多床室	1,310円	
		ユニット型個室	1,310円	

※公的年金等収入額には遺族年金・障害年金等の非課税年金も含まれます。

(例) 第2段階で多床室に入居している方の場合

【本来の自己負担金額】 部屋代1,000円(仮) + {食費500円(仮) × 3食 = 1,500円} = 2,500円(1日)

【軽減後の自己負担金額】 部屋代370円 + 食費390円(3食) = 760円(1日)

○申請に必要なもの(認定を受けるには町役場健康増進課に申請が必要です。)

- ・認定申請書・同意書(健康増進課窓口で記入できます。)
- ・印鑑
- ・預貯金等の残高がわかる書類の写し(通帳等)
(直近2ヶ月以内の写しが必要になりますので、記帳していない場合は記帳をお願いします。)

お問い合わせ 富士河口湖町役場 健康増進課
TEL 0555-72-6037(直通)